

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第257号 平成30年2月27日 <u>改正 財関第1696号</u> <u>平成30年12月27日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、平成30年2月28日から、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」（平成26年12月25日財関第1320号）は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">別 添</p> <p style="text-align: right;">20180222 保局第4号 平成30年2月27日 <u>改正 20181210 保局第2号</u> <u>平成30年12月27日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p style="text-align: center;">高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入 の通関の際における取扱いについて</p> <p>上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致し</p>	<p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第257号 平成30年2月27日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、平成30年2月28日から、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」（平成26年12月25日財関第1320号）は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">別 添</p> <p style="text-align: right;">20180222 保局第4号 平成30年2月27日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p style="text-align: center;">高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入 の通関の際における取扱いについて</p> <p>上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致し</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ます。</p> <p>なお、この取扱いについては、平成30年2月28日から実施することとし、これに伴い、平成26年12月22日付け20141217商局第1号経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達（高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて）は廃止します。</p> <p>別紙</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第22条に基づく輸入検査を要しない。ただし、次に掲げるもの（商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供しないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供しないもの又は個人用貨物」という。）を除く。）にあっては、輸入者が自ら一般則第46条第1項又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したものであること。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、<u>国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器</u> <u>又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器</u>（以下「相互承認容器」という。）内の高圧ガス</p> <p>⑤（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>3. 通関の際の取扱い</p> <p>(1) 税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用</p>	<p>ます。</p> <p>なお、この取扱いについては、平成30年2月28日から実施することとし、これに伴い、平成26年12月22日付け20141217商局第1号経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達（高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて）は廃止します。</p> <p>別紙</p> <p>1.（同左）</p> <p>2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第22条に基づく輸入検査を要しない。ただし、次に掲げるもの（商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供しないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供しないもの又は個人用貨物」という。）を除く。）にあっては、輸入者が自ら一般則第46条第1項又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したものであること。</p> <p>①～③（同左）</p> <p>④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 <u>又は</u> 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下「相互承認容器」という。）内の高圧ガス</p> <p>⑤（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>3. 通関の際の取扱い</p> <p>(1) 税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成 30 月 2 月 27 日財関第 257 号）】






(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。なお、上記 2. のとおり、販売の用に供しないもの又は個人用貨物については、書類の提出は不要として差し支えない。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 相互承認容器を単体で輸入する場合にあっては、高圧ガス保安協会若しくは指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 <u>又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器</u> を輸入する場合に限る。）、又は当該容器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第 4）若しくはその写しを提出させるので、これを確認されたい（なお、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書に準じて作成された書面にあっては、説明する資料と認めて差し支えない。）。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成 10 年条約第 12 号）に付属する規則」（以下「協定規則」という。）第 134 号 4. 4. に定める協定規則第 134 号に適合している旨の記号（下図 1）が当該容器に施されていること、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、協定規則第 110 号 7. 4. に定める協定規則第 110 号に適合している旨の記号（下図 2）が当該容器に施されていること、<u>国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、協定規則第 146 号 4. 4. に定める協定規則第 146 号に適合している旨の記号（下図 3）が当該容器に施されていること</u>を確認されたい。なお、相互承認容器を、車両に固定された状態で輸入される場合は、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際は特段の確認を要しない。</p>	<p>除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。なお、上記 2. のとおり、販売の用に供しないもの又は個人用貨物については、書類の提出は不要として差し支えない。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 相互承認容器を単体で輸入する場合にあっては、高圧ガス保安協会若しくは指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を輸入する場合に限る。）、又は当該容器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第 4）若しくはその写しを提出させるので、これを確認されたい（なお、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書に準じて作成された書面にあっては、説明する資料と認めて差し支えない。）。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成 10 年条約第 12 号）に付属する規則」（以下「協定規則」という。）第 134 号 4. 4. に定める協定規則第 134 号に適合している旨の記号（下図 1）が当該容器に施されていること、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、協定規則第 110 号 7. 4. に定める協定規則第 110 号に適合している旨の記号（下図 2）が当該容器に施されていることを確認されたい。なお、相互承認容器を、車両に固定された状態で輸入される場合は、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際は特段の確認を要しない。</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 <p>134R-00000</p>	 <p>134R-00000</p>
<p>図1. 協定規則第134号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は134、続く数字等は認可番号）</p>	<p>図1. 協定規則第134号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は134、続く数字等は認可番号）</p>
 <p>110R-00000</p>	 <p>110R-00000</p>
<p>図2. 協定規則第110号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は110、続く数字等は認可番号等）</p>	<p>図2. 協定規則第110号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は110、続く数字等は認可番号等）</p>
 <p><u>146R-00000</u></p>	
<p>図3. 協定規則第146号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は146、続く数字等は認可番号）</p>	
<p>③ （省略） ② （省略）</p>	<p>③ （同左） ② （同左）</p>
<p>（参考様式第1）～（参考様式第3） （省略）</p>	<p>（参考様式第1）～（参考様式第3） （同左）</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(参考様式第4)				(参考様式第4)			
相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書				相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書			
品名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器			品名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器		
項目	輸入する容器の概要	適用除外要件	判定	項目	輸入する容器の概要	適用除外要件	判定
用途		国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 <u>又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器</u> （販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。）にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。		用途		国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。）にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。	
材料適合証明書番号				材料適合証明書番号			
協定規則に適合している旨の記号	適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：	協定規則を批准する国の適切な認可を取得した容器であること。		協定規則に適合している旨の記号	適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：	協定規則を批准する国の適切な認可を取得した容器であること。	
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>（確認年月日） （輸入者の氏名又は名称） （同住所、電話番号）</p> <p style="text-align: right;">印</p>				<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>（確認年月日） （輸入者の氏名又は名称） （同住所、電話番号）</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
<p>（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>（注）①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。</p> <p>②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。</p> <p>③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限り記入すればよい。</p>				<p>（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>（注）①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。</p> <p>②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。</p> <p>③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限り記入すればよい。</p>			